

自動けいぞく（累積）投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社大分銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、追加型証券投資信託の受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込方法）

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
2. 契約締結されたとき、当行はただちに自動けいぞく投資口座を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者はファンドの買付けにあてるため、5,000円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

第4条（買付時期・価額）

1. 当行は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（管理）

この契約によって買付けられたファンドは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に従い、振替法に基づく口座管理機関として当行が据え置く振替口座簿により管理いたします。

第6条（果実の再投資）

ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

第7条（返還）

1. 当行は、この契約にもとづくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金額は、解約約定日の価額にもとづくものとし、手数料および諸費用を差し引いた額といたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) この契約にかかるファンドが償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中のファンドを第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出いただけます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条（その他）

1. 当行はこの契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約にもとづくファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづくファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
 - (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じた時に、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

附則 この約款は、2020年4月1日より適用します。